

下級裁判所裁判官指名諮問委員会高松地域委員会（第1回）議事要旨

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会高松地域委員会庶務）

1 日 時

平成15年7月22日（火）13：30～16：00

2 場 所

高松高等裁判所大会議室

3 出席者

（委 員）

井原理代，遠藤英嗣，近藤浩二，津川博昭，藤田清臣

（庶 務）

井本高松高裁事務局総務課長

（説明者）

豊澤高松高裁事務局長

4 議 題

- (1) 委員長選出等
- (2) 協議
- (3) 次回の予定について

5 配付資料

- (1) 下級裁判所裁判官指名諮問委員会で配布された資料
- (2) 高松高等裁判所管内関係の配布資料
  - ① 高松高等裁判所管内裁判所配置図
  - ② 高松高等裁判所管内組織一覧表
  - ③ 高松高等裁判所管内の裁判官配置数

6 議 事

- (1) 高松高等裁判所長官あいさつ  
委員会の開催に当たり，増井高松高等裁判所長官からあいさつがされた。
- (2) 委員長選出及び就任あいさつ  
委員の互選により，藤田委員が委員長に選出され，藤田委員長から就任あいさつがされた。

（選出経過の概要は以下のとおり。■委員長，○委員，●庶務，▲説明者）

○：本委員会は，指名候補者の選任過程の透明性を担保する機関であり，中立・公平性の観点からも，法曹は避けるべきであり，近藤委員にお願いしたい。

○：本委員会は，情報収集のための下部組織であって，中央委のように適否の意見に関する意思決定をする立場にはないので，適切な情報収集という地域委の機能をスムーズに果たしていくには，選任過程をよく把握し，庶務とのコンタクトも取りやすい藤田委員が適任である。私の方は，収集された情報を側面から分析して意見を

言わせていただきたいと考えている。

- ：本委員会の設置趣旨に最もマッチするのは、学識経験者である近藤委員であると思われる。ただ、庶務とのコンタクトの取りやすさ等を考慮して、地域委員会の機能をスムーズに果たしていくことを考えれば藤田委員も捨てがたい。しかし、委員会の趣旨からは委員長は学識経験者にお願いすべきではないか。
- ：どなたが委員長になっても中立性は担保される方ばかりであると思う。ただ、外形的中立と言え、近藤委員ということになる。しかし、御本人が藤田委員が適任というお考えであり、私も近藤委員に同感であるので、少なくとも当委員会が軌道に乗るまでは、藤田委員にお願いしたい。
- ：確かに、庶務との連携面では藤田委員が適任であるが、設置趣旨からは近藤委員ということになると思う。所長は任期途中で異動する場合もあるので、事務の連続性を考慮しても、委員長は異動等のない近藤委員が適任であると思う。
- ：近藤委員と藤田委員の2名が推薦されたが、近藤委員の御意見はどうか。
- ：私が先程述べた地域委の性質もさることながら、私自身裁判官の選任に関する知識等にも疎いので、委員長は藤田委員にお願いしたい。むしろ委員として発言をしていきたい。
- ：本委員会が軌道に乗るまでは、庶務とも連携の取りやすい藤田委員に委員長をお願いするという前記意見も捨てがたいので、藤田委員の在任中は委員長をお願いするとしても、藤田委員が異動した際の新たな委員長選任については、学識経験者も含めて考慮されたい。
- ：このようなお話なので、藤田委員、委員長をお引き受けいただけますか。  
(藤田委員:委員長就任を承諾)

### (3) 委員長代理の指名

委員長から、委員長が法曹出身であることも考慮して、委員長代理として、法曹以外の学識経験者である近藤委員が指名された。

### (4) 委員会の議事手続

- ：委員会の運営について、基本的な事項を取り決めたい。まず、1点目の委員会の招集についてであるが、指名諮問委員会でも、委員長が委員会を招集すると定まっており、高松でも、委員会は委員長が召集することでどうか。
- ：異議なし
- ：次に、議事の公開について審議したい。委員会の審議対象は人事に関するもので、プライバシー保護の必要性が極めて高いことから、議事は非公開とすることでどうか。
- ：プライバシー保護と選考過程の透明性の確保というバランスをどう執るかが問題である。司法制度改革審議会の意見書の趣旨から判断して、議事は原則公開とし、プライバシーに関する部分を、例外として非公開とすることが妥当である。

- ：実際の議事では、プライバシーに関する部分と一般的な手続や基準に関する部分が一体となるため、非公開とすることが妥当ではないか。
- ：両者の区別は、実際の議事の中で個別に判断していくしかなく、重要なのは、どちらに重きを置くかである。上部組織である指名諮問委員会の議事が非公開となっているので、下部組織である当委員会が原則公開となるのは、おかしいように思う。
- ：どちらを重視しても、結果は同じになる。理想的には、原則公開であろうが、実際的に考えて、公開すべき議事と非公開にすべき議事を区別するのが難しいため、残念ながら、原則非公開にせざるを得ないのではないか。その中で、極力公開できる方向で努力することでどうか。
- ：委員会の議事そのものの公開と議事要旨の公開は異なる。
- ：議事の公開が難しいというならば、議事は原則非公開とし、議事要旨については、プライバシー等にも一定程度の配慮ができるため、公開することでどうか。
- ：では、議事は非公開とするが、その非公開性については議事要旨で透明性を補うことでどうか。
- ：議事については、原則非公開とし、内容によって公開に努めるということにしてほしい。
- ：それでは、議事は原則非公開とし、内容によって公開するということでよろしいか。
- ：異議なし
- ：議事の記録方法としては、個人情報情報を慎重に扱うことを念頭に、逐語録ではなく、議事要旨を作成し、委員長の承認を経て確定させることでどうか。
- ：異議なし
- ：議事要旨については原則非公開とし、個別、具体的な人事に関係しない内容については公開するということでどうか。
- ：議事要旨であれば、事前のチェックで、プライバシーにも配慮できるため、原則公開すべきである。
- ：指名諮問委員会では、議事要旨は原則非公開となっている。公開、非公開のどちらを原則にしても、個別、具体的な人事に関する内容は非公開となり、委員会のスケジュールや一般的な手続や基準については公開となるため、結論は同じではないか。
- ：どちらに重きを置くかで、公開の範囲が異なるのではないか。公開、非公開のどちらにも入る内容をどう扱うかが重要である。手続の透明性という観点から、非公開の範囲を絞ることが相当である。
- ：具体的な審議が始まっていないので、イメージは湧かないが、微妙な箇所は出てくるであろう。今回は指針を決め、その都度、個別的に判断することになる。
- ：今から原則は決められないとすると、個別、具体的な人事情報及びプライバシー

に関する部分は非公開，委員会のスケジュール及び一般的な手続，基準に関する議事は公開とすることが考えられる。

○：プライバシーか透明性のどちらを重視するかで，公開の範囲は違ってくる。プライバシーに関する部分は非公開とし，その他の部分は原則公開としてほしい。その上で，個別的なことは，その都度判断していけばいい。

○：司法制度改革審議会の意見書に沿えば，原則公開が自然だと思う。議事要旨は，原則公開することで差し支えないのではないか。

■：高松高裁管内は，地域委員会で対象となる裁判官の人数が極端に少ないため，他の地域委員会では公開して差し支えないような事柄でも，非公開とせざるをえない場合がある。現時点で，きちんとした枠組みを決めてしまうのは難しいといえないか。

○：原則を決めておくことは大事である。現時点では，公開か非公開のどちらかの基準を定めておけばよいのではないか。意見書の趣旨からすると，公開の基準を定めるのではなく，非公開となる事項の基準を定めるべきである。

○：個別，具体的な人事情報及びプライバシーに関する部分は，当然，非公開となろうが，その他のことは，原則公開でいいのではないだろうか。

■：では，個別，具体的な人事情報及びプライバシーに関する部分は非公開とし，委員会のスケジュール，一般的な手続，基準に関する議事及びその他の部分は，原則公開することでよろしいか。

○：異議なし

#### (5) 協議，説明者の出席，入室

■：地域委員会での指名候補者に関する情報収集の在り方について協議したい。

地域委員会の活動を開始するに当たり，まず，指名候補者についての情報収集の手順及び方法を議論する前に，その前提として，裁判官の任命手続の実情，特に，高松高等裁判所管内の実情について，説明が必要であることから，裁判官人事の事務を担当している豊澤事務局長が説明者として出席することが了承され，入室した。

■：地域委員会の趣旨，目的，その位置付け及び役割について説明した。

▲：下級裁判所の裁判官の任命手続の概略及び高松高等裁判所管内の現状について，説明した。

■：下級裁判所裁判官の任命手続の3類型の実情を前提に，地域委員会における指名候補者の情報収集の在り方，その手順・方法等について，中央の委員会での議論，取りまとめの状況を，地域委員会の活動に則して説明した。

地域委員会による指名候補者の情報収集の手順・方法について，地域委員会は，中央の委員会の下部機関であるので，基本的には中央の委員会で「取りまとめ」がなされた結果に従って情報収集を行うことになる。ただ，下級裁判所裁判官指名諮問委員会及び地域委員会は，今回初めて発足した制度であり，個々の裁判官の指名

の過程への関与の方法という、いわば人事を取り扱い、その運用にかかわる事柄の性質上、地域委員会の発足当初に、その活動方針のすべてを固めてしまうことは難しいと考えられる。今後の地域委員会における具体的な案件の審議を通じて、その活動方針を固めていく視点が適当ではないか。

以上を踏まえ、高松地域委員会における情報収集の在り方等について、これまでのところを一応検討したいと思うが、中央の委員会での取りまとめ事項について、意見（等）はないか。

○：地域委員会が一般的に情報収集をするに当たっては、指名候補者が所属する裁判所の管内の検察庁、弁護士会に対し、指名候補者の名簿を提供して、所属する検察官又は弁護士が指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、一定の期間、所属の各個人から、その有する情報を受け付ける方法を採用するとされているが、情報を提供していただく場合に、受付期間としてどのくらいの期間を想定されているのか、また、情報提供の方法（書面、メール等）をどのように考えておられるのか。

▲：それぞれに任命時期が定まっており、それ故に、中央の委員会に情報提供する期限というのも決まってくることから、各地域委員会の情報の受付期間も自ずから適当な期間が定まってくるものとする。

○：そういう制約はあるにせよ、具体的な情報の受付期間の長短は、各地域委員会の裁量で決められるのか。

▲：受付期間をいつからいつまでにするのかについては、各地域委員会で適当な期間を定めることが可能であるとする。

■：新任判事補の場合は任命期が10月であるため、日程的には非常にタイトになってこよう。

○：情報提供の方法や提供先については、どのようになるのか。

■：情報提供の提供先については、各地域委員会の庶務が高等裁判所の総務課になっていることから、そちらの方に検察官又は弁護士個人が情報を提供することになる。

次回の当委員会の開催予定期日が9月であり、その時には中央の委員会から指名候補者の名簿も送付されているので、情報提供の方法や受付期間については、具体的には次回の当委員会で協議されることになる。

○：提供される情報の信憑性の担保となるような事情についても、提供を求めることになるのか。

■：提供される情報でも、個々の裁判の行為に関する情報は、裁判の独立の観点から、情報としては採れないものであり、情報の内容を地域委員会の方で取捨選択する必要はあろう。また、提供された情報の信憑性については、必要に応じて、指名候補者に対する面接等を行って確認することになり、提供された情報をそのままストレ

ートに中央の委員会に上げるものではないと考える。

- ：情報提供者に対する面接等も可能か。
- ：下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則第11条に協力依頼の規定が定められており、これは地域委員会にも準用されることから、この規定に基づき、必要に応じて情報提供者に対して面接等をすることも可能であると考え。
- ：検察官又は弁護士からの情報の提供を前提としているようであるが、上司や同僚の裁判官からの情報の提供は想定していないのか。
- ：重点審議者については、指名の適否を判断する上で、地域委員会に対して、所長等が作成する「報告書」の提供が予定されており、裁判所内部の情報も上がってくることになっている。
- ：ただ、所長というのは上司ではあるが、同僚ではない。この委員会が設置された趣旨として、これまでのように所長の評価のみによるのでは指名の公正・透明性が不十分であり、それ以外からの情報入手の方法を考える必要がある。その場合に、情報を持っている蓋然性の高い検察官又は弁護士がターゲットとして浮上してきたものであり、確かに、情報の入手先としての「同僚」という視点については、あまり考えられていなかったかも知れない。
- ：所長の評価といっても、全く所長個人の見解のみではなく、いろいろなファクターを総合的に考慮して評価をしているわけであり、その中に、同僚からどのような評価を受けているかという要素も含まれている。

ただ、検察官、弁護士又は裁判官以外の個人等から情報が提供された場合に、地域委員会として、当該情報をどのように取り扱うのかという問題は残されている。
- ：このような情報は、個人のプライバシーの問題もあり、取り扱う上で微妙な問題を多く含んでいる。

なお、配付資料の(1)の⑧の参考資料3「確認事項」の9に「地域委員会は、委員会からの求めがない場合にも、指名候補者に関する情報を収集することができるものとする。」とされていることから、高松のように指名候補者の少ない地域では、全国的に議論して、必要があれば意見をあげていくようにすることも考えられる。
- ：中央の委員会でも、一般市民から提供された情報の受付の問題が議論された。指名候補者の情報収集機関としての地域委員会の存在が広く一般市民に知られている状況にないことから、一般市民から情報が提供されるケースは少ないと思われるが、中央の委員会では、地域委員会による情報収集は選挙でも国民審査でもなく、中央の委員会が指名の適否を検討、判断するのに適切な資料を過不足なく収集することにその目的があるという観点から考えると、裁判官の指名の適否に関する有用な情報の提供が期待できる法曹から情報提供を受けるのが適当であり、その枠を広く一般市民にまで広げて積極的に情報収集をするまでの必要はないとされている。

また、現在、裁判所においても裁判官について新しい人事制度が検討されており、

裁判官の人事評価に外部の意見を取り入れようということが協議されている。それが軌道に乗れば、所長による裁判官の評価にも外部の意見が取り入れられることになる。

よって、地域委員会としては、法曹の枠を超えた外部からの裁判官の評価に関する情報の提供があった場合には、その信憑性を慎重に判断する必要があり、また、積極的に一般市民に対して情報の提供を求めるまでの必要はないと考える。特に、匿名で提供された情報等については、その適格性を検証するすべがないことから、取り入れることはできないと考える。

○：匿名での情報提供はあり得ないというのが前提か。

■：そう考えている。

■：それでは、当地域委員会における指名候補者の情報収集の在り方については、中央の委員会での本件情報収集の在り方についての取りまとめに従っていくこととし、個別具体的な手順・方法等については、指名候補者の名簿が送付された次回以降に具体的に検討していくということで取りまとめさせていただいてよろしいか。

○：異議なし

○：指名候補者が転勤してきたばかりで、地域委員会の管内には全く情報がないような場合はどうするのか。

○：指名諮問委員会から前任地の地域委員会へ情報を求めることになるのではないか。

○：重点審議者ならそのようになろうが、それ以外で問題のある人の情報が確認できないのではないか。

■：問題のある人は、少しの期間だけでも、問題が出るのではないか。また、最高裁判所にはこれまでの情報の蓄積があり、トータルとして判断できるように思う。

○：指名諮問委員会から求められなければ、他の管内に転勤してしまった裁判官については、意見が言えないのか。

■：地域委員会が情報を収集するのは、管内にいる裁判官を前提にしている。地域委員会間での情報のやり取りは想定されていない。

○：管内で異動した裁判官なら、前任地から情報は集められるのか。

▲：集められる。

○：裁判官に対する消極的な情報ばかりでなく、積極的な情報も集められればよい。

○：どういった情報を収集すべきかは、指名諮問委員会から指示があるのか。

■：ある程度、特定されると思う。何らかの問題があるから情報収集の指示があるわけで、その問題に関する情報を集めることになるろう。

○：当地域委員会は、東京や大阪の地域委員会とは規模が違うため、情報収集の方法も異なるはずである。原則は指名諮問委員会の指示に従うが、情報収集は、高松の実情に応じて具体的に検討する旨を付言しておいてほしい。高松高裁管内の規模であれば、個別に面接もできるだろうし、重点審議者以外の裁判官の情報も収集でき

るだろう。

■：指名諮問委員会で、原則がまとめられており、それに従うことになるだろうが、高松の実情に応じて、具体的にやっていきたい。

次回は平成16年4月期の再任及び判事任命の指名候補者の名簿並びに管内指名候補者の略歴が地域委員会に提供される予定であり、また管内の指名候補者のうちで重点審議者とされた場合には、情報収集の要請がなされることもある。これらに基づいて情報収集の在り方を検討したい。

なお、今後の地域委員会で審議していく過程で事務局長の説明が必要になる場面が多いので、審議に差し支えのある場合は退席していただくことを前提に、次回以降も説明者として事務局長の出席を認めることでよろしいか。

○：異議なし

#### 7 次回の予定について

次回の委員会は、9月25日（木）午後1時30分から小会議室で開催されることになった。